

予備自衛官等制度

予備自衛官制度の概要

□我が国の、3つの予備自衛官制度



多くの国では、普段から、いざという時に必要となる防衛力を急速かつ計画的に確保するため予備自衛官制度を整備しています。

わが国においては、これに相当するものとして即応予備自衛官制度、予備自衛官制度、予備自衛官補制度という3つの制度以下、「予備自衛官等制度」を設けています。

いずれも、普段は社会人や学生としてそれぞれの職業に従事しながら、一方では自衛官として必要とされる運度を維持するために訓練に応じるものです。予備自衛官と即応予備自衛官は、防衛招集や災害招集などに応じて出頭し、自衛官として活動します。

区分	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
	 即応予備自衛官シンボルマーク	 予備自衛官標旗	 予備自衛官補標旗
役割	第一線部隊の一員として、現職自衛官と共に任務につきます。	第一線部隊が出動した時に、駐屯地の警備を実施する等、後方地域で任務につきます。	予備自衛官補の期間は、教育訓練のみを行い、教育訓練修了後に予備自衛官として任用します。
応招義務	防衛招集 国民保護等招集 治安招集 災害等招集 訓練招集	防衛招集 国民保護等招集 災害招集 訓練招集	教育訓練招集
訓練 (教育訓練)	1年を通じて30日の訓練に従事	1年を通じて20日以下の訓練に従事	一般は3年以内に50日 技能は2年以内に10日
採用対象者	元自衛官(一年以上勤務者で退職後1年未満のもの) 予備自衛官	元自衛官(一年以上勤務者)	自衛官未経験者 (一般国民)
処遇等	・即応予備自衛官手当 16,000円/月 ・訓練招集手当 14,200円~10,400円/日 ・勤続報奨金 120,000円/1任期(3年) ・雇用企業給付金 42,500円/月(1人あたり)	・予備自衛官手当 4,000円/月 ・訓練招集手当 8,100円/日	・教育訓練招集手当 7,900円/日

□なぜ、予備が必要なのでしょうか

有事の時には、大きな防衛力が必要です。しかし、その防衛力を日頃から保持することは効率的ではありません。このため、普段は、必要最小限の防衛力で対応し、有事の時に急速に人員を集めることができる予備の防衛力が必要なのです。多くの国でもこの制度を取り入れています。

企業のみなさまへ

□社会人として、予備自衛官として



わが国の予備自衛官制度についてご紹介すると同時に、予備自衛官たちの活動についてご理解いただけることを願い開設されたものです。

彼らは、日頃は社会人や学生として職業・学業に就いておりますが、即応予備自衛官および予備自衛官は、いざという時の防衛招集、災害招集などに応ずる義務があります。また予備自衛官補も含め、すべての予備自衛官等は、必要な知識・技能を確保・維持するため、毎年、一定の日数の（教育）訓練に参加せねばなりません。

社会人としての責任と予備自衛官としての責任、この二つを両立させ、果たすことこそ、彼ら一人ひとりに課せられた使命なのです。

□周囲のご理解が、予備自衛官制度の支えです



即応予備自衛官・予備自衛官及び予備自衛官補は、仕事のスケジュールを調整し、休暇などを利用して招集訓練に応じます。彼らがその責務である招集訓練等に心おきなく参加するためには、雇用企業のみなさまはじめ、家族、友人など周囲のご理解とご協力が欠かせません。国家防衛のため、また地域社会のために貢献する予備自衛官制度。その制度は、市民のみなさまに支えられてこそ円滑に運営されることになるのです。

□企業のみなさまへの、具体的なお願い

- 1 即応予備自衛官・予備自衛官及び予備自衛官補が経済的不利益をこうむることのないように、休暇等で招集訓練等に参加できるようにご配慮下さい。
- 2 即応予備自衛官・予備自衛官及び予備自衛官補が気兼ねなく招集訓練等に参加できるように留守間の業務調整にご配慮下さい。

予備自衛官雇用のメリット

□予備自衛官の優れた資質は、必ず役に立ちます。



予備自衛官は、自衛隊で培った規律進や責任感等を職場に活力し、協調性や実行力をもって日々の業務にあたります。また、毎年の訓練に参加することで、これらの資質を磨き、維持しますので、企業における人材育成にも役立ちます。

□予備自衛官を雇用すると

予備自衛官を雇用して下さることは、企業として「国防への貢献」「地域社会への貢献」を果たすことになり、イメージアップPRにつながります。

また、予備自衛官の存在が、職場の活性化に結びつき、予備自衛官の定期的な訓練への参加は、社員の健康管理・社員教育にも資することとなるでしょう。



国防への貢献(迫撃砲の訓練)



地域への貢献
(熊本県総合防災訓練に参加した予備自衛官)

□即応予備自衛官雇用給付金を支給

即応予備自衛官を雇用する企業等は、休暇制度等の整備のほか、訓練出頭時のローテーション変更、顧客への影響等の負担を負うこととなりますので、それらの負担・労苦に報いるため、訓練出頭等のために所要の措置を講じている企業に対しては即応予備自衛官雇用企業給付金を支給する制度があります。

□即応予備自衛官雇用給付金を支給

即応予備自衛官を雇用する企業等は、休暇制度等の整備のほか、訓練出頭時のローテーション変更、顧客への影響等の負担を負うこととなりますので、それらの負担・労苦に報いるため、訓練出頭等のために所要の措置を講じている企業に対しては即応予備自衛官雇用企業給付金を支給する制度があります。

予備自衛官制度に関するお問い合わせは、**自衛隊兵庫地方協力本部**
援護課予備自衛官班までお寄せ下さい。
連絡先：078-261-9779 (援護課)